

【取組の概要】

東日本大震災からの復興過程の課題に、土地所有者が被災していたり、被災地を離れていたりと、また、地籍調査が行われていない地域があり、土地の位置・形質及び所有関係の確認に時間がかかったため、復興事業の着手が遅れていることがあります。被害後に速やかな復旧・復興を図るための方策の1つとして、事前に地籍調査をしておくことが、非常に大切です。地籍調査は長い年月を要することから、津波浸水想定区域内等の被災のおそれがある地域を先行して実施するなど、計画的な取組が必要です。

なお、進捗が遅れている都市部において、地籍調査を推進するために市町村等の要望により、地籍調査に先行して、官民境界となる街区外周（道路と民有地の境界線等）の測量等を行い、後続の市町村等が実施する地籍調査のための基礎的な情報を整備するため、都市部官民境界基本調査を国により実施しています。

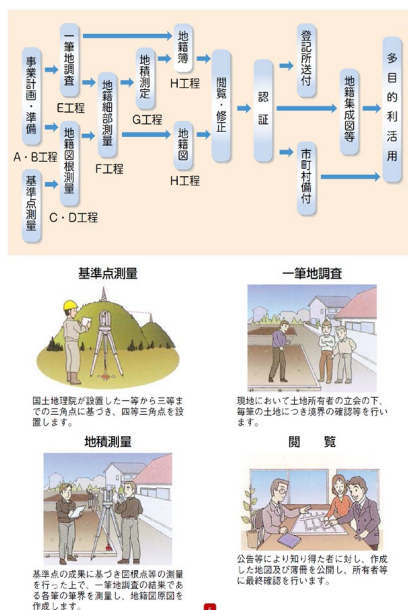
■四国各県の地籍調査の実施状況

	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	全国
地籍調査進捗率	35%	84%	81%	54%	51%

参照：国土交通省土地・建設産業局地籍整備課の公表値（平成27年度末現在）

【計画、整備にあたっての着眼点・留意点】

- ・地籍調査の進め方や地方公共団体の負担、事務手続き等については、参考資料に示す地籍調査 Web サイト（国土交通省 HP）等にまとめられています。



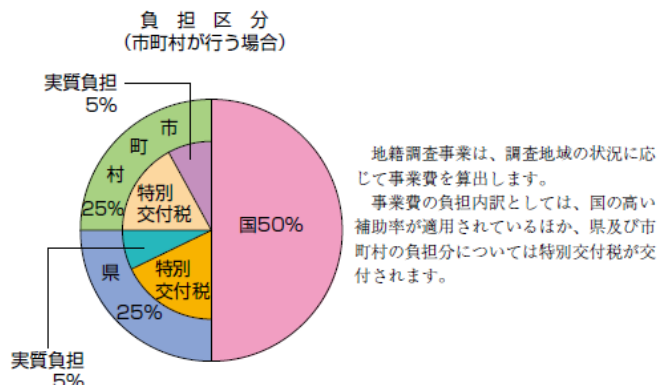
☆作業工程の概要は、次のとおりです。

- A工程：事業計画**
事業計画の策定、関係機関との調整及びそれに伴う事務手続きを行う工程
- B工程：準備**
調査地域の事前調査、住民等への説明会等を行う工程
- C工程：地籍図根三角測量**
基本三角点や四等三角点を基準として、所定の粗い密度で図根点（地籍図根三角点）を設置し、測量する工程
- D工程：地籍図根多角測量**
C工程で設置した図根点を基準として、所定の中程度の密度で図根点（地籍図根多角点）を設置し、測量する工程
- E工程：一筆地調査**
登記所備え付けの土地登記簿と地図（字限図）等に基づいて、土地所有者等の立会いのもと、一筆ごとの土地について地番、地目、所有者及び境界の調査・確認を行う工程
- F工程：地籍細部測量**
D工程で設置した図根点を基準として、一筆ごとの境界を測量し、地籍図根図を作成する工程で、細部図根測量（前半の作業）と一筆地測量（後半の作業）からなっている。
- G工程：地籍測定**
F工程により求めた筆界点の座標値又は作成された地籍図根図をもとに一筆ごとの土地の面積を計算又は測定する工程
- H工程：地籍図及び地籍簿の作成**
各工程の結果に基づき、地籍図案、地籍簿案を作成し、20日間一般の開覧に供して、必要に応じ修正し、地籍図及び地籍簿を作成する工程。
※C～H工程は、負担金の補助対象になります。

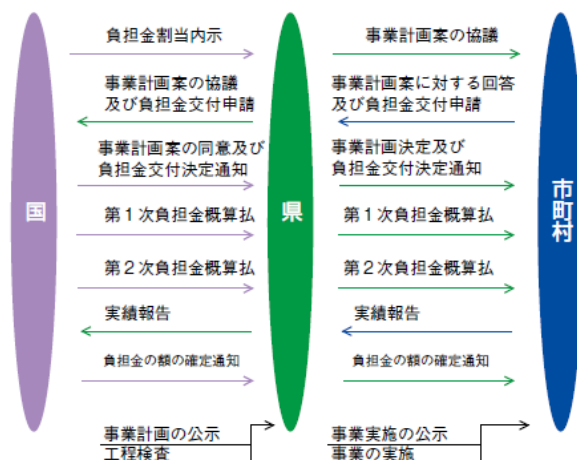
5 災害に強いまちづくり計画



5. 地籍調査の経費



6. 地籍調査の事務手続き



出典：とちぎのちせき ～土地情報 地籍調査で明確に～（栃木県、平成29年2月）

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/g02/work/nougyou/nouchi-nouson/nousin-tiseki.html>

- ・漁業集落などにおいては、地籍調査とあわせて相続の手続きが終わっていない土地が多くあることが想定されることから、適切な相続手続きを促すことが必要です。

被災地からの声

- ・復興の取組が遅れている要因の一つとして地籍調査が行われていなかったために、境界立会などの手続きが必要となったことがあげられる。
- ・相続の手続きの確認のため、100人を超える人の確認が必要となるなど、大きな負担となった。

◆参考資料

- ・地籍調査 Web サイト（国土交通省 HP）

<http://www.chiseki.go.jp/>